

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
その翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則(水産課)
- ◇告 示 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律によるシルバ人材センターの指定(職業安定課)
- ◇選管告示 国土調査の成果の認証(農村整備課)
- ◇選管告示 個人演説会を開催することができるとする施設を指定した旨の報告
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

一 漁業の許可(第八条関係)

総トン数五トン以上十トン未満の船舶を使用するいかつり漁業を、知事の許可を要する小型いかつり漁業とするとともに、同漁業の対象魚種の限定(現行するめいかのみ)を廃止することとした。

二 火船の隻数制限等(第四十六条関係)

1 集魚を目的とする照明設備の火船一隻当たりの総設備容量の制限の単位を、電球(現行発電機)の総設備容量によるものとする事とした。

2 農林水産大臣が定める中型いかつり漁業の操業禁止水域において営む同漁業以外のいかつり漁業の一隻当たりの集魚を目的とする照明設備の総設備容量の最高限度を設定することとした。

三 その他

中海海域及び境水道の範囲を示す基点を、米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑(現行米子屋鼻埋立地灯台)とすることとした。

四 この規則は、平成四年一月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十八号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第八号中「十トン以上」を「五トン以上」に、「使用してするめい」の採捕を目的とする」を「使用する」に改める。

第三十九条中「米子屋鼻埋立地灯台」を「米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑」に改める。

第四十八条中「発電機」を「照明設備」に改め、同条の表を次のように改める。

漁業の種類	隻数	総設備容量
中型まき網漁業（総トン数十五トン未満の船舶によるまき網漁業を除く。）	三隻	電球十キロワット （三隻の場合は、一隻を七・五キロワットとする。）
中型まき網漁業（総トン数十五トン以上の船舶によるまき網漁業を除く。）及び小型まき網漁業	三隻	電球十キロワット （三隻の場合は、二隻を七・五キロワットとする。）
敷網漁業（棒受網漁業を除く。）	二隻	電球十キロワット
いかつり漁業（いかつり漁業に係る操業に関する制限又は禁止の措置を定める等の件（昭和四	一隻	電球六十キロワット

十七年農林省告示第千三百五十二号）の一の（二）の海域におけるいかつり漁業に限る。）

その他の漁業（最大高潮時海岸線から五万メートル以内の海域における漁業に限る。）

附 則

- この規則は、平成四年一月一日から施行する。
- この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第八百七号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十六条の規定に基づき、平成三年十一月一日付けで次の者を同法第四十七条第一項に規定する業務を行う者として指定したので、同法四十八条において準用する同法第二十四条第二項の規定により告示する。

平成三年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 名称 社団法人境港市シルバー人材センター
- 住所 境港市竹内町四〇

三 事務所の所在地 境港市竹内町四〇
四 指定に係る地域 境港市

鳥取県告示第八百八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成三年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行った者の名称 東伯郡大栄町	調査を行った時期 平成二年度及び平成三年度	成果の名称 大栄町（大字東高尾及び大字西高尾の各一部）の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 東伯郡大栄町大字東高尾及び大字西高尾の各一部	認証年月日 平成三年十一月十四日
----------------------	--------------------------	---	------------------------------------	---------------------

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第六十一条第一項第三号に規

定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成三年十一月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

施設の名称 米子市文化ホール	所在地 米子市末広町五八―六
-------------------	-------------------

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年十一月十九日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊 技 機 の 種 類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	キヤッツアイ	株式会社大一商會
"	アデローチ 3	"
"	ミキサー 2	"
"	ライチイボーイ	"
"	フテナタジー	"
"	ラウンDFUFOII	株式会社三共
"	コスモクラフトIII	"
"	エトワールDI	株式会社大同
"	デジタルキングDI	"
"	スーパーゴールド	ワルホン工業株式会社
"	ニューエキサイトキング ゲームAIV	株式会社ニューギン

登 録 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 一 丁 目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】